

呉市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業支援金交付要綱

福祉保健課

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が新型コロナウイルスワクチン個別接種の促進を図るため、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱（令和2年10月23日健発1023第3号厚生労働省健康局長通知の別紙）に基づき、新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力した医療機関に対し、呉市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業支援金（以下「支援金」という。）を交付して当該医療機関の取組を支援するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 令和3年2月12日付で全国知事会と公益社団法人日本医師会を代理人として締結された「新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約」の別紙2「実施機関一覧表」に記載された医療機関であること。
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定される診療所であること。

(支援金の額等)

第3条 支援金の交付の対象となる医療機関ごとの事業内容及び支援金の額は、次のとおりとする。

区分	事業内容	支援金の額	要件
診療所	それぞれの対象期間において、100回以上接種した週が4週以上ある場合	週100回以上接種した週について、接種回数1回当たり2,000円	週100回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間又は休日にかかる接種体制を用意していること。

※備考

要件における「時間外、夜間又は休日」の定義は次のとおりとする。

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18時以降（医療機関の診療時間にかかわらない）

休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日にかかわらない。）

(対象期間)

第4条 前条に規定する対象期間は、次のとおりとする。

- (1) 第1期：令和5年5月1日（月）から同年7月2日（日）まで
- (2) 第2期：令和5年7月3日（月）から同年9月3日（日）まで
- (3) 第3期：令和5年9月4日（月）から同年11月5日（日）まで
- (4) 第4期：令和5年11月6日（月）から同年12月31日（日）まで
- (5) 第5期：令和6年1月1日（月）から同年3月3日（日）まで

2 対象期間における週の考え方は、月曜日から日曜日までとする。

(支援金の申請手続)

第5条 支援金の交付を受けようとする診療所は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 呉市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業支援金交付申請書兼事業実績報告書(様式第1号)

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書(様式第2号)

(3) 個別接種促進のための支援事業に係る請求書(様式第3号)

2 前項の申請書手続の期間は次のとおりとする。

(1) 第1期:令和5年7月3日(月)から同年8月10日(木)まで

(2) 第2期:令和5年9月4日(月)から同年10月10日(火)まで

(3) 第3期:令和5年11月6日(月)から同年12月11日(月)まで

(4) 第4期:令和6年1月4日(木)から同年2月13日(火)まで

(5) 第5期:令和6年3月4日(月)から同年3月29日(金)まで

(交付決定及び額の確定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、要件どおりであると認めるときは、支援金の交付を決定し、呉市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業支援金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する交付決定及び額の確定を行った日の属する月の翌月末までに、前条の申請に係る支払いを行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。

(2) 第2条の要件を満たしていなかったことが明らかになったとき。

(3) 第5条の申請内容に虚偽があったとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、その返還を命ずるものとする。

(関係書類等の整備)

第8条 支援金の交付を受けた医療機関は、この支援金に係る関係書類(予診票の写し、接種費用の請求に係る書類等)を整理し、支援金の交付を受けた会計年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(検査及び報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、医療機関に対し、検査、報告、その他必要な措置を求めることができる。

2 医療機関は、前項に定める求めがあったときは、これに応じなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年6月16日から施行し、同年5月1日から適用する。